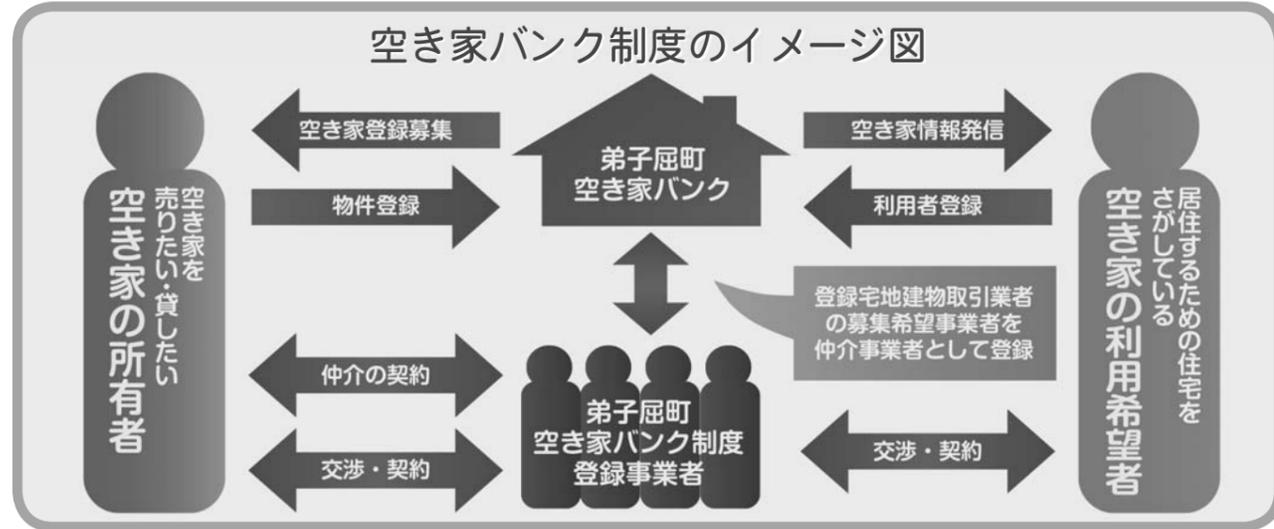


空き家の有効利用や弟子屈町への移住を検討されている方へ 「空き家バンク制度」の活用を！

町空き家バンクでは、町内の空き家情報をお寄せいただいて蓄積し、町公式ウェブサイトなどで公開しています。空き家を売りたい、貸したい、あるいは空き家を利用したいという方は、ぜひ空き家バンクへご登録ください。空き家バンク登録物件の改修・修繕に対する補助制度もあります。ぜひ、ご活用ください。



▶ 空き家を提供していただける方(貸し手・売り手)

① 賃貸・売却物件の登録

空き家バンクに登録を希望する空き家の所有者の方は、町空き家バンク台帳登録申込書兼誓約書を役場まちづくり政策課にご提出ください。

※仲介には、所有者の方などと町に登録している登録事業者との間で、不動産の仲介に関する契約の締結が必要です。

② 空き家情報の提供

登録後、町公式ウェブサイトにて情報提供を行います。

③ 物件の交渉

空き家利用希望の申し込みがあった場合、所有者の方に通知し、登録事業者の仲介により交渉となります。

▶ 空き家情報の提供を希望する方(借り手・買い手)

① 町公式ウェブサイトなどの空き家情報を確認

② 空き家バンクへの登録

空き家バンクの利用を希望される方は、町空き家バンク利用希望登録申請書を役場まちづくり政策課にご提出ください。町は定期的に空き家の情報などを提供します。

③ 物件の交渉

空き家利用希望の申し込みがあった場合、所有者の方に通知し、登録事業者の仲介により交渉となります。

▶ 補助制度

① 購入物件改修費補助

空き家バンクに登録された物件を購入し、改修や修繕を行った方への補助金。

② 賃貸物件改修費補助

賃貸を目的として空き家バンクに登録した物件の改修や修繕を行った方への補助金。

③ 家財道具などの処分に対する補助

空き家バンクに登録された物件の購入者や所有者が、家財道具などの処分や運搬を行った際の補助金。

▶ 空き家バンク制度事業者登録制度

空き家バンクを利用される方の仲介には、町空き家バンク制度事業者登録が必要です。町内の事業者の方で、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者であることが条件です。登録を希望される場合は、町空き家バンク事業者登録申請書兼誓約書を役場まちづくり政策課にご提出ください。

問い合わせ先／役場まちづくり政策課政策調整係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 3 (課直通)

てしかがえこまち推進協議会 総会を開催

□ 新年度の事業を承認

てしかがえこまち推進協議会(会長・徳永町長)の定期総会が5月9日、役場委員会室で開催されました。

総会には、会員など約40人が出席し、来賓として北海道釧路総合振興局の築地原康志局長、八幡豊行町議会議長、鈴木康弘町議会議長総務経済常任委員長が出席されました。

平成30年度事業報告では、各専門部会の開催状況やてしかが観光塾の実施、専門部長からの活動実績の報告など、さまざまな取り組みの報告が行われ、収支決算も承認されました。

令和元年度事業計画案では、当協議会が発足以来目指してきた『誰もが自慢し、誰もが誇れるまち』のまちづくりを進めるため、「町民が地元の価値を再認識する事業」「エコツーリズム推進全体構想運営事業」「地場産品の活用促進講習会事業」などの事業が承認されました。本年度も引き続き、構成団体やさまざまな組織との連携を強化し、まちづくり団体として積極的に事業を推進していきます。



会員を前に徳永町長があいさつ

歩く道をつくり、歩く人をもてなす文化の醸成を目指して

エコツーリズム推進部会

てしかがえこまち推進協議会エコツーリズム推進部会(藤原仁部会長)では、阿寒摩周国立公園満喫プロジェクトの一環として、「てしかがトレイルネットワーク整備・商品開発事業」に取り組んでいます。

「エコツーリズム推進全体構想」に認定された弟子屈町が目指す「エコツーリズム」の実現に向けて、これまでわが町にはなかった新しい旅のカタチを旅行者におススメするものです。

◆ てしかがえこまち推進協議会とは／町の「自立」や「持続」を目指し、考え、話し合い、行動する集まりとして、11年前に発足しました。町民ならば誰でも参加できます。

◆ エコツーリズムとは／地域ぐるみで自然環境や歴史、文化など地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。

◆ 阿寒摩周国立公園満喫プロジェクトとは／政府は2020年までに訪日外国人旅行者を4,000万人にまで伸ばす目標を設定。それに基づき、環境省が平成28年度から始めた施策のひとつで、国内に34カ所ある国立公園の中から8カ所を選び、集中的・計画的に取り組んでいます。

◆ エコツーリズム推進全体構想とは／「エコツーリズム推進法」において全体構想を策定し、主務大臣(環境、国土交通、農林水産、文部科学各大臣)から認定されると、国はエコツーリズム実現に関する施策を推進してくれます。わが町は平成28年11月に全国で8番目、北海道では初めての認定地となりました。

自然・歴史・文化といった地域資源 農業地帯と森林が織りなす景観の魅力を世界へ発信！

歩く道に看板や標識を設置し、より活発な利用を呼び掛けていきます。私たちが見慣れている風景も、歩く人たちは大きな感動を与えるものです。地場産農作物を食べてもらう機会や町民との交流の場も増やしていきたいと考えています。

とはいえ、地元住民の暮らしあつての観光地です。今のうちに皆さまから気になる点を挙げていただき、解決に向けた努力をする必要があります。たとえば…

ごみのポイ捨て

排泄物の処理

ヒグマ対策

畑や私有地への無断侵入

複数の情報源(印刷物やホームページなど)を絡め、多言語での注意喚起を行っていきます。とくに、畑への侵入に関しては土地所有者の方へ多言語表記カードをお渡ししておくなどの対策を検討しています。



おもてなしに関しては、ご協力をお願いすることもあるかと思いますが、ご家族で、地域で、学校などで話題にしていただけたらうれしいです。そしてお気軽に、ご質問・ご意見・ご要望などをお寄せください！

問い合わせ先

てしかがえこまち推進協議会事務局(役場観光商工課観光振興係) ☎ 4 8 2 - 2 9 4 0 (課直通)